

第14回 大分市自治基本条例検討委員会 議事録

日 時 平成22年9月1日(水) 10:00～12:00

場 所 大分市保健所 6階 大会議室

出席者

【委員】

宇野 稔、島岡 成治、高瀬 圭子、秦 政博、衛本 敏廣、小原 美穂、川辺 正行、
中村 喜枝子、長野 幸子、竹内 小代美、葛西 満里子、永岡 昭代、古岡 孝信、
近藤 忠志、後藤 成晶、廣次 忠彦、宮邊 和弘、日小田 良二、安部 剛祐、
野尻 哲雄、永松 弘基、井手口 良一、徳丸 修、泥谷 郁、神矢 壽久、
小出 祐二、足立 稔、村田 英明
の各委員(計28名)

【事務局】

企画部次長 右田 芳明、企画課課長 玉衛 隆見、同主幹 渡邊 信司、
同主幹 姫野 正浩、同主査 甲斐 章弘、同主査 永野 謙吾、同主査 足立 和之、
同主査 阿部 美剛 (計8名)

【プロジェクトチーム】

(企画課課長玉衛隆見)、(同主幹渡邊信司)、総務課法制室主任 河越 隆、
人事課主査 伊地知 央、市民協働推進課主幹 安東 孝浩、
選挙管理委員会事務局主査 下村 光典、
議会事務局議事課政策調査室次長 藤野 宏輔、
(統括者・副統括者除く 計5名)

【オブザーバー】

総務課法制室室長 伊藤 英樹、同主任 佐藤 明、同主任 牧 俊孝、
同主任 島谷 幸恵、同主任 大城 存(計5名)

【傍聴者】

1名

次 第

1. 開 会

2. 委員長あいさつ

3. 議 事

(1)調整案2について

(2)その他(今後の日程等)

< 第14回 大分市自治基本条例検討委員会 >

事務局

定刻になりましたので、ただ今より、第14回大分市自治基本条例検討委員会を開会いたします。

委員の皆様方におかれましては、暑い中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

本日は、前回の全体会議でのご指示を受け、条例案の事務局調整案を提示させていただいております。

皆様には、事前に資料を送付させていただいておりますが、後ほど事務局から概要を説明申し上げますので、素案の完成に向けて多くのご意見を賜りたいと思います。

それでは、委員長さんにご挨拶をいただき、引き続き議事の進行をお願いしたいと存じます。よろしくお願い申し上げます。

委員長

委員の皆様方、事務局の皆様方こんにちは。大変残暑厳しい中、またお忙しい中万障繰り合わせていただきまして、ご出席賜り誠にありがとうございます。

今、事務局の方からご紹介がございましたように、調整案の第2という資料がお手元に配布されておるかと思っております。

事前に、ご自宅、事務所の方に郵送させていただいておりますが、それを更に見やすくしたものが、お手元の「参考2」でございます。

一つのステップが今日踏めるかなという段階の今日の会議でございます。慎重な審議をよろしくお願いしたいと思います。

あらかた、調整案2につきましては、お目通しいただいているかと思っておりますが、今、再度確認のために事務局の方から調整案2の概要についてご説明をいただければと思っておりますがよろしいでしょうか。

事務局

説明に入ります前に、先日送付させていただきました「(仮称)大分市自治基本条例 条文案(調整2)」という資料を皆様お持ちでしょうか？

お持ちでない方は、予備がございますので事務局にお申出ください。

よろしいでしょうか。

本日、新たにお配りしている資料で、「参考1」と書いたA3縦のワンプーパーと、「参考2」という同じくA3縦の資料がお手元にあると思っておりますが、「参考1」は、調整案1の時点から今回の調整案2に変更した際に、それぞれの項目がどこに移動したかがわかるようにした資料でございます。

また、「参考2」につきましては、今までの部会案から調整案1、そして今回の調整案2に至るまでの、条文の変遷が詳細に分かるように順に並べて記載したものです。調整案2の内容は、先日お配りしたものと同一内容ですので、両方とも後ほどお目通しいただければと思っております。

それでは、本日は先日送付させていただきました、A4の資料の方でご説明させていただきます。

修正等が入っている関係で、少し見にくいと思っておりますが、朱書きのところは基本的に何らかの調整が入ったところです。青い文字は調整の考え方

となっております。

それと、最後の方の2ページ分については、不要ですので、お気になさらず処分してください。

それでは、1ページから順にご説明させていただきます。

まず、目次についてですが、これまでの案は、部会が議論した内容ごとに章を分けておりましたが、一つひとつの条文の内容を見ながら、全体の構成がより分かりやすくなるように整理をしてみた結果、このような調整をしたところでございます。

主な改正点としまして、青字で記載していますが、(1)として、第2章に「基本理念及び基本原則」を総則から抜き出しました。これは、条例の中でも重要な規定であり、独立した方が分かりやすいと考えたためです。

次に(2)として、従来の「市民」という章と「市長等及び議会」、以前は「執行機関及び議会」と言っていましたが、この2つの章を統合し、第3章に「市民、議会及び市長等の役割等」という章を設け、その中に新たに節として第1節「市民」、第2節「議会」、第3節「市長等」としました。こうすることで、市民、議会、市長等の三者の関係を並列にし、それぞれの役割が明確に分かるものと考えました。

次に(3)として、第4章の「行政運営」ですが、従来では「市政運営」としておりました。この章では、市長等が行う行政運営について規定しているものであり、「市政運営」では、議会が担う部分も含まれそうですし、場合によっては市民が主体的に担う市政運営もあると考え、より限定的な意味の「行政運営」が妥当ではないかとの考えで変更しました。

このことは、後の個別の条文に出てくる部分にも関係がありますので、同様の変更をしております。

最後に、従来の「市民参加・まちづくり」という章を、第5章として「市民参画等」、第6章として「まちづくりの推進」に分けました。

いずれもこの条例を特徴付ける規定ですので、規定の内容を目次からでも分かりやすくするという意図によるものです。

同時に、「まちづくりの推進」という広い規定を包含できる章を設けることにより、これからのまちづくりの課題への対応や、多方面の取組にかかる規定を配置できることとなりました。

続いて、2ページですが、上から「前文」につきましては、事務局としての手は入れておりませんが、理念部会さんの検討により、2名の委員さんからいただいた対案を参考に、最終段落の緑色の箇所ですが、市民の宣誓の意を込めて「わたしたちの子どもや孫の世代に確実に引き継いでいくことを誓い、そのための道しるべとして、本市の在り方を定める」と修正されております。

次に、第1条の「目的」ですが、章立ての見直しを行いましたので、それに伴い修正を行いました。

事務局としては、これくらいの内容が良いのではと思っておりますが、理念部会さんの議論では、もう少し分かりやすく、簡素に表現する方法はないかとのご意見もいただきましたので、対案として(別紙)を本日用意し

ておりますので、後々の議論の参考にいただければと思います。

次に、第2条の「定義」ですが、新たに第2項として「市長等」の定義を置いたことと、第4項に「総合計画」の定義を追加しました。

なお、資料には記載していませんが、「市長等」の定義の中で、「市長、教育委員会、選挙管理委員会その他の市の執行機関」とさせていただいておりますが、その他の市の執行機関とは、「公平委員会や監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会」がありますが、更にこの他にも水道局もこの条例に関連してくると思われるので、含めた方が良いのではないかと考えております。

その際には、「～その他の市の執行機関及び水道事業管理者をいう。」というような条文になるかと思えます。併せて議論いただければと思います。

続いて、3ページにまいりまして、新たに設置しました第2章には、第3条「基本理念」と第4条「基本原則」ということで、両方とも自治の基本理念・基本原則であるということをも記するために、その各号以外の表現部分のみを調整しております。

ここでは、これまで、各部会で条文の検討を行ってききましたので、現在の基本理念と基本原則と他部会で議論した条文との関連が十分に整理されているかどうか、さらに検討の余地が残されているのではないかと考えられます。

この点につきましては、基本理念と基本原則が必ずしも各論と直接的な関係に立つ必要はないという考えもありえますが、この後の規定との関連付けが必要かどうかは、議論をいただければと思います。

続きまして4ページですが、第3章第1節の「市民」について、第6条の「市民の責務」ですが、第1項につきまして、もとの案では第1号で「まちづくりへ参画し」及び「自らまちづくりに取り組む」という2つの関わり方を規定していますが、第2号では「まちづくりに取り組む」、第4号では「まちづくりの参画に当たっては」と、それぞれ片方の関わり方についてのみ規定していました。いずれも片方に限定する趣旨ではないと考えられましたので、第1項の本文といたしますか、最初の条文に「まちづくりに関し」と規定することで、以下の各号全てをまとめることとしました。

また、「市民は、自らが自治の主体である」というふうに「自らが」という言葉を入れることで、市民が自治の主体であることを強調しました。

次に、4号では、当初「共助の精神」としておりましたが、「共助」という用語が難しいと思われましたので「助け合い」という言葉に置き換えました。

続いて5ページにまいりまして、第2節「議会」についてですが、前々回の全体会議にてお示しいただいた条文案をそのまま載せております。

ただ、第2項と、第4項については、他の条文との規定の仕方を比較したときに、括弧書きに書いているように、第2項は「市政の運営に関し二元代表制の一翼を担う重大な責務を有する。」、第4項は「基本的事項については、別に条例で定めるところによる。」とした方が、整合するのではないかと考えられます。

次の第3節「市長等」の項目につきましては、大きく第8条として「市長等の基本的役割と責務」、第9条として「市長の基本的役割と責務」、次のページの第10条「職員の責務」と3つにまとめております。

この部分につきましては、従来の案では「市民」「議会」の項目に比べて規定の数が多いことと、役割と責務の区分が分かりにくかったこと、また「市民」と「議会」では、役割と責務を区分していないことなどから、条文を統合して各項としたところです。

次に第4章「行政運営」ですが、冒頭の目次の説明の際に申し上げましたように、この章はタイトルを「市政運営」から「行政運営」に変更しています。

また、この章の条文の並び順について、行政が行う手順に沿って、まずはじめに、政策決定時に必要となる「総合計画」を第11条からはじめまして、財政の運営、政策法務関係、行政評価、手続、情報公開及び権利保護と続け、最後にこれらの運営を可能にするための行政組織関係という順に並べ替えをしています。

この並びは、自治基本条例のモデルを示した「神原モデル」を参考にしたものとしております。

7ページにまいりまして、中段の見え消しにしております、第16条「外部監査」についてですが、この条文は、地方自治法に定める外部監査を行うということにとどまる内容となっていますことから、あえて規定する必要がないものと判断しています。

次に8ページですが、同じく見え消しの第21条「法令遵守等」につきましては、いわゆるコンプライアンスに関する規定ですが、既に体制整備のための条例を制定済みですので、行政運営の章の中で規定する必要性は乏しいのかなと思われ、削除しております。

次に、第5章「市民参画等」につきましては、ここの章には、市民参画についてと、それを実現するための行政の仕組みについて規定しているものをこの章に配置しています。

具体的な項目として「市民参画」から始まり、「協働の推進」、「市民提案」、「市民意見の聴取」、「住民投票」、「審議会、懇話会等」としています。

中でも最後の「審議会、懇話会等」につきましては、当初「附属機関等」というタイトルでしたが、表現として一般市民には分かりにくいと思われましたので「審議会、懇話会等」とさせていただき、併せて条文内容も調整をさせていただいたところです。

次に、10ページの第6章「まちづくりの推進」ですが、この章は、従来の「市民参加・まちづくり」の章から分離して独立させた章ですが、「都市内分権」や「地域コミュニティ」など、これから重要になってくる課題をまとめて配置することとしています。

章のタイトルにつきましては、若干検討の余地があるかと思しますのでご協議いただければと思います。

最後に11ページですが、第7章として「この条例の位置付け」を配置しています。

最高規範性を謳った規定ですので、冒頭に置いてはどうかとのご提案も

	<p>部会でいただいたところですが、前文の中に最高規範性についての表記もごございますので、重複感をさけるために、末尾に置いたままとしています。この配置は、日本国憲法の構成もそうですし、他都市の例でも末尾に配置されている例が比較的多いということからも、このようにさせていただいているところです。</p> <p>以上、法制室にて協議を行い、調整させていただいた内容を簡単にご説明させていただきましたが、検討委員の皆様において議論された趣旨を尊重し、意味合いが変わらないように調整させていただいたつもりでございます。ご了承の上、ご協議のほどよろしくお願いいたします。</p>
委員長	<p>ありがとうございました。それでは早速審議に入ってまいりたいと思います。</p> <p>審議の方法につきましては、私の方で工夫をさせていただきたいと思います。</p> <p>まず、最初に全体を通して、部分ではなく全体像を見て何かご意見がございましたらお出しいただきたいと思うのですが、例えば、文言の表現の仕方が少し読みにくいのではないかとか、もう少し別の表現がないのかとかですね、字句の表現等々についてでございます。それから、章立てでございますが、章立てについては思い切った変更をさせていただいておりますが、その章立てについてどうであるかとかいう、全体構造に関する内容につきまして最初にご意見をいただければと思いますが。いかがでございましょうか。</p>
副委員長	<p>名称をどうするかという話は決まったのですかね。</p>
委員長	<p>名称はまだ・・・</p>
副委員長	<p>それは最後の方なんですな。</p>
委員長	<p>仮称ということで。</p>
副委員長	<p>仮称ということで、自治基本条例と言っているんですね。</p>
委員長	<p>そうですね。事務局は特に条例名については、検討はしていただいてないのですかね。</p>
事務局	<p>事務局としましても、まだ今の段階では仮称ということで、当然名称も含めて今後、皆様に議論していただく内容に含まれると考えております。</p>
委員長	<p>はい、副委員長そういうことですが。</p>
副委員長	<p>その点からして、私が疑問に思っている部分が、名称として自治基本条例ということでいくのであれば、これで良いのだろうけど、他の名称、ま</p>

<p>委員長</p>	<p>ちづくり基本条例とかの方向になるのであれば、第1条の文言が「市民主体による自治の実現を図ることを目的とする。」ということの、「市民主体による自治の実現」という言葉が硬いなという感じがして、「自治」の範疇の問題にも関わってくると思いますし、そういうところの考え方の違いが少し出てくるのかなという感じがしています。</p> <p>はい、ありがとうございます。副委員長からご発言がありました名称の問題につきましても、ぼちぼち、具体的な条文の中身との関わりも出てまいりますので、今まで、仮称ですと置いておきますので、仮称を取っていくのが一つの構成として妥当であるのかとか、改めて、置いておいてもっと良い名称はないだろうかというような検討の必要性があるのか、ご意見をいただければと思います。</p> <p>今の点は、後でも結構でございますから、その他の問題でも、全体像に係るところのご意見をいただければと思いますがいかがでしょうか。</p> <p>それでは、全体的には、特にご異論はないというまとめでよろしいでしょうか。</p> <p>(「はい。」の声あり)</p> <p>それでは、各部分に移ります前に、名称につきましてもう少しご意見をいただけたらと思うのですがいかがでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>名称のことで、以前も言ったのですが、自治の前か後に「市民」をつければいくらか分かりやすくなるのではないかと意見を申したことがあるかと思いますが…</p>
<p>委員長</p>	<p>今の名称につきましては、理念部会で何かご検討されたという経過はございませんでしょうか。</p>
<p>部会長</p>	<p>自治かまちづくりかという議論は、あまり深く掘り下げた議論はしてないと思いますけど、雰囲気としては自治基本条例で良いのではないかとというようなことだったと記憶しています。</p> <p>もう一つは、私の個人的な考え方ですが、まちづくりというよりは自治という方がこれから先の重要な問題になってくる可能性が高いので、自治ということをしっかり踏まえて、市民総参加で取組むという考え方を徹底するという意味から言えば自治基本条例の方が良いのではないかと考えています。</p>
<p>委員長</p>	<p>はい、ありがとうございます。先ほど委員がおっしゃった「市民」という言葉を、前か後ろに付けたらどうかというご発言でございましたが、今の部会長さんのお話していくと、「自治」というものの中身を具体的にご紹介いただいているのですが、そういう意味合いで「自治」という言葉を使うとすれば、いかがでございましょうか。</p>
<p>副委員長</p>	<p>最初に名称ということ言い出したのは、理念部会の部会長さんが言っ</p>

	<p>たように、「自治」を採るか「まちづくり」を採るか、いわゆる「自治」を採れば、第1条の「市民主体による自治の実現を図ることを目的とする。」という文言は整合性があると思うんです。「まちづくり」を採るといことになると「市民主体による協働のまちづくりの実現を図ることを目的とする。」という形で、要は、自治基本条例というのは、大分市のまちづくりをどう市民協働の元で作り上げていくかということが、目標になってくると思いますので、そういう協働のまちづくり、市民主体のまちづくりという文言になってこざるを得ないという認識を持っているんです。</p> <p>そういうところで、名称による文言というのがいるんなところに関わってくるので、そのところの統一を確認する必要があるのではないのかなと。</p> <p>私としては、市民協働によるまちづくり基本条例というような、そういう文言にこだわりを持っているというか、そういう方向でいけたらなという想いを持っているところでございます。</p>
<p>委員長</p>	<p>ありがとうございます。いかがでございましょうか。今日全て結論を出す必要もないかと思いますが、だんだんと収斂されていくと思いますけど。やはり「自治」の方にウエイトを置くべきだというようなご発言と、「まちづくり」というところがポイントであるというようなご意見を委員の皆様からいただければと思います。</p>
<p>委員</p>	<p>立派なものをつくっていただいて、意見もかなり生かしていただいてありがとうございます。今の「まちづくり」という言葉とすると、私としては、環境を大切にしてくか具体的なまちの様子分かるような気がしています。それをつくるときに「自治」を使うのだというふうに考えていますので、総合計画の中に「まちづくり」の画が見えてきます。そのところを皆様がどのように捉えて、この名前を付けるかということになるのだろうと思います。</p> <p>私自身は、シンプルなものが良いと思っていますので、「まちづくり」の方は総合計画等に任せて、まちづくりをするための姿勢の基本条例ということで、どちらかという名称は「自治基本条例」がシンプルで良いのではないかと考えています。</p>
<p>委員長</p>	<p>ありがとうございます。</p>
<p>委員</p>	<p>部会長がおっしゃったことに少し補足をさせていただきたいのですが、名称という形では我々は論議をしておりませんが、「目的」のところ、この条例の目的を「まちづくり」とするのか「自治」とするのかというところでは論議をいたしました。</p> <p>いろいろと視点の違う意見もありましたけれども、結果として、まちづくりを含めた形で全体が、市民によって自分達が決めるのだから「自治」という形の方が姿として当然だろうという方向性でまとまって、「自治」という言葉をこの「目的」の中では、「まちづくり」を目的とするのでは</p>

	<p>なくて「自治」を目的としようという方向でまとめた事情があります。</p> <p>ですから、副委員長がおっしゃっていることが少し我々が論議した目的のところでの文言と少しずれがあるかなと思いました。</p>
<p>委員長</p>	<p>はい。ありがとうございました。その他ご意見ございませんでしょうか。</p> <p>ここの所は、議論を十分しておきたいと思うのですが、後に戻るとまた文言そのものが変わってくる可能性がありますので。</p>
<p>委員</p>	<p>私は、「自治」と「まちづくり」という二つを併せたものが「市民」ということが頭の中にあるんです。</p> <p>「市民」の最高規範である条例ですので、「自治」というのを、辞書を引いてみたのですが、「自治」は「自治」ですので、「市民」を入れると「まちづくり」も行政も含めた形のものが出来上がるのではないかなと、私は個人的には思います。</p>
<p>委員長</p>	<p>はい、ありがとうございます。その他ございませんか。</p>
<p>部会長</p>	<p>「自治」ということにした方が、この条例そのものが分かりやすく作れるのではないかと思います。</p> <p>それと、委員がおっしゃいましたように、「まちづくり」というのは具体的な内容が出てくるというのが一つと、「まちづくり」とは何かという定義が非常に難しいんですね。ですから、後でも言おうと思っていたのですが、どういう行為をもって「まちづくり」とするのか、具体的に言いますと「市民総参加の原則」というものがございますが、しなければならないということなのか、また「しない」と言う市民はどういう人なのか、ある市民が「まちづくり」をしていないという定義が簡単にできるのかできないのかという、非常に微妙な内容になったりしますので、「まちづくり」にしますと市民の生活全体を捉えることになるのですが、「市民」、「市長等」、「議会」との間の関係性を明確にするという意味では「自治基本条例」で良いのではないかなと思います。</p>
<p>委員長</p>	<p>はい、ありがとうございました。その他ございませんでしょうか。</p> <p>いろいろと委員の皆様方からご意見を賜っているのですが、司会者の立場としての感触からしますと、「自治基本条例」という名称の方が、妥当かなというご意見が大勢を占めているかなという感じを持つわけですが、今日、この場で全てを決着する必要もないかと思しますので、一応のご意見の大勢として、「自治基本条例」の方向で概ねよろしいのではないかという大まかなまとめですけど、よろしいでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>全体としては、今おっしゃることで我々は異議ありませんけども、「自治基本条例」であるけども、大分市の自治基本条例にするのか大分市民の自治基本条例にするのかというところは、論議の価値があると思うのですが、どこかでこの趣旨に則った話しをするということで、今日する必要は</p>

<p>委員長</p>	<p>ないのでしょくけど、いずれしていただきたいと思いますし、我々理念部に「検討しろ」と言うのであればしたいと思います。</p> <p>どうもありがとうございます。今、委員さんがおっしゃった内容につきましては、委員さんのお話とも被ってまいりますので、この点につきましては、今後更に審議を深めるということで、よろしいですかね。</p> <p>なかなか、全体会議の中で一つの結論を出すのは難しいところがございます。委員の方々、各々大変深いお考えをお持ちですので、全体の方向性というものを確認していくということが、現状としては最善の策かなと思っている次第でございます。</p> <p>それでは、次に全体から離れまして、各論に入ってまいりまして、「この点どうなんだ」というご発言を、順番に追っていくのが一番時間の節約になるかと思っておりますけど、なかなか意見も出にくい部分もあるかと思っておりますので、「特にここは気になるな」という、部分的に関心をお持ちの委員さんがおられるかと思っておりますので、どこからでも結構ですからご意見を出していただければと思っておりますがいかがでしょうか。</p> <p>先ほど部会長さんからもご指摘をいただいているのですが・・・</p>
<p>部会長</p>	<p>では私から、疑問と言いますか、どうなんだろうと感じている部分がございますので、第2章の「基本理念・基本原則」というのがありますが、事務局の方が大変苦労されて再編成されて、一層分かりやすくなったのですが、それなりにここは理念的に非常に重要なところになるのかなと思ひまして、ここの第3条のところでは、非常に微妙な書き方をなさってですね、「まちづくりを実現することを自治の基本理念とする。」ということで、第1号から第3号まで掲げております。</p> <p>「まちづくり」の視点から言えば第1号から第3号までは「まあそうかな」と思うのですが、「自治の基本理念とする」と言ったときに、第1号は自治の基本理念なのかどうかということに少し引っ掛かりました。</p> <p>「自治」という中でどういうふうに私たちがこのまちを作っていくかという方法が問題になっているわけですが、1号はそうではなくて、「まちづくりの目的」として挙げられているわけですね。</p> <p>反対をするつもりはないのですが、「幸せな暮らしの実現を目指すまちづくり」というこれを挙げるのであれば、もっと違う事柄も挙げなければいけないのではないかなということも考えてしまいます。</p> <p>第1号2号3号だけをとりますと、ある市民が自分達がこうしたいと思うからこうしようということ、それで良いのかということで、市民というのは、今ここで生きている市民だけのことでなくて、歴史を繋いできているわけですから、それを常に次の世代に受け渡す。それから心にある地域コミュニティだけが良ければ良いという問題でもないわけです。</p> <p>そういう部分をここの部分に出さなくて良いのかなというふうに思うんですね。だから、私としては二通りあって「自治の基本理念とします」というような後半だけを言うのであれば、後の部分をとってしまっても良いのではないかなと思ったりもしますし、そうではなくてまちづくりの目</p>

的が大前提であるから、これを入れようというのであれば、もう少し歴史だとか異文化に対する配慮とかそういうことの方が少し出てきてもいいのかなとここでは感じました。

もう一つ、第4条なのですが、第1号に「全ての市民がまちづくりに参加すること」ということで、曖昧な感じがして、全ての市民がまちづくりに参加しなければいけないというふうに言っているのか、あるいは、全ての市民がまちづくりに参加することが可能であるというまちを作りましょうと言っているのか、その辺がどちらなのかという、例えば同じ4条の第3号がありまして、ここでは、性別、年齢等を問わず全ての市民がまちづくりに参加できるということが3号だと思うのだが、1号との関係というのは、どういうことなのか。あるいは、市民の責務のところ、第6条の第1項第1号の「まちづくりへ積極的に参画し、又は自らまちづくりに取り組むよう努めること。」という努力目標となっている。

こういうことから第4条の第1号はどういうことを言っているのか、しなければいけないとしているのか、それとも目標としているのか、あるいは、そういう市民のまちの形態を想定して、様々なまちづくりを行うのですよと言っているのか、そのあたりが少し分かりづらく気がして、どういうふうに考えられて作られているのかなとご説明いただけたらと思います。

委員長

はい、ありがとうございます。

それでは事務局の方で、今の部会長のご発言にコメントできることがございましたらお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

事務局

今、ご発言いただいた内容につきましては、基本的には理念部会さんの方でご議論いただいた結果に若干の事務局の調整をさせていただきましたが、一つは「自治」の捉え方の問題もあるのかなという気もいたしますが、おっしゃるとおり「まちづくり」という言葉で3条4条は占められておりまして、「まちづくり」と「自治」の関係を少し整理する必要があるという趣旨の発言かと思っておりますけど、そういう意味で詰める必要も、もしかするとあるのかなと思っております。

後半のご発言で、まちづくりの参加は「義務」か、それとも「できる」という部分になるのかということですが、言葉の表現が適切であるかどうかはともかくとしまして、事務局としましては、これはしなくてはならないというふうには捉えておりませんで、積極的な姿勢というのを持っていただくというのは好ましいとは皆さんもお考えであると思うのですが、それを義務的に規定するというのはいかがなものかという側面もございますので、ここは、事務局としては皆さんが参加をして機会を等しく持っているということになるのかと思うのですが、そうしたときに、先ほどご指摘をいただいた1号と3号の違いということになってくるのですが、3号の部分としては、まちづくりの参画を謳っているのですが、どちらかというところ「平等・機会均等」というところに主眼を置いた規定になっているのかなと。それで、4条の1号の方は、皆さんの総意がまちづく

	<p>りに反映させられるということで、そちらに主眼を置いているのかなとも思いますが、確かに若干ダブリ感があるのは否定できないところかなとも思っております。</p> <p>6条の1号の部分もお話をいただきましたが、努力義務のような規定になっておりまして、積極的に参画をするという、集団の中に意思を持って入っていく部分と、主体的に自ら取り組む部分と並列で言わせていただいておりますが、どちらかというこの努力目標という部分で謳っている趣旨になるのかなと思っております。</p> <p>基本理念の第3条のところで、部会長さんから第1号の「幸せな暮らしの実現を目指すまちづくり」と第2号の「市民主権のまちづくり」、第3号の「協働のまちづくり」は、少しニュアンスと異なりますか、レベルが違うのではないだろうかというご発言がありました。</p> <p>それも、内部で話をしまして、1号2号3号がまさに並列列記みたいな形になっていますが、この解釈といたしましては、例えば2号の「市民主権のまちづくり」3号の「協働のまちづくり」は、並列列記で良いのだが、現実的には、その上に「幸せな暮らしの実現を目指すまちづくり」というのがあるような、そういうふうなイメージで私どもは捉えております。</p> <p>現実的にこういう書き方をすると、そういう読み方ができにくいのですが、条文の解釈の中でそういう趣旨をきちんと謳って、ご理解をいただくという方法も一つあるのかなというふうに考えております。</p> <p>ご発言がありましたように、「幸せな暮らしの実現を目指すまちづくり」と同等に、多文化共生とか歴史とかいうような項目を述べる方が良いのか、列記する形で作っていくのかどうかという議論も確かにあるかと思っております。その辺は、非常に悩ましいところでありまして、冒頭に章立てをしてこのような形で、それ以外の条文との関連性というのを、明確に示すというのが若干難しい面のあるという前提で、章立てをするというふうに説明させていただきましたが、このところをどうするかというのが、現実的には難しいところがあるかと思っておりますので、個別の意見をいただきながら、この形で解釈で済ませていくのか、それとも若干調整する必要があるのかということで、ご意見をいただければと私どもも思っております。</p>
<p>事務局</p>	<p>委員長</p> <p>ありがとうございます。私も頭の中にありますのは、文言で全てが解決できるわけではないというのが、法律の世界でございまして、時代とともに状況は変わっていくし、いろんな世の中の変化の中で、できるだけ解釈によらずに誰もが読んで「そういうことか」と、いうことが分かるのが一番望ましいなと私は個人的には考えます。</p> <p>最初から、第3条の2号と3号は同列だけど、1項は次元が違うというようなことが、手引きなどで書かれることは、小学生がみても分かるような条例で良いのではないかというお話もございましたので、そういうところの工夫ができる限りは、誰もが読んで共通に理解できるような文言にした方が良いのかなという感じがするのですが。</p>

実際どうやってするのかと言われると、直ちにこれが良いとは言えないのですが、努力目標として、部会長さんがおっしゃった問題提起に対して、事務局からのご回答もございましたが、その辺りの対応がもう少し工夫の余地がありはしないかなというふうな感じを持ちますので、これはペンディングということによろしいでしょうか。皆さんでいろんな案をまた出していただければと思います。

各委員の皆様にも市内のポイント、ポイントの説明会にご出席いただくことが、将来的にありかなと思うんですね。その時に市民の皆様にもこの案をお示ししたときに、市民の皆様から鋭いいろんなご指摘があらうかと思うんですね。それに対して、私ども委員一人ひとりが対応できるような、そういう構えを持っておかなければいけないということも根底に置いてですね、「これを読んだらそのとおりですよ」というものがベストだと思いますので、そういう工夫もしてみるということで、今後の課題ということにさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

部会長

この部分で、皆様方に考えていただくときに、是非頭の隅に置いておいていただきたいことが一つあるんですね。

3条4条を合計6項目で、しかも一行単位で一つの方向付けをしようということになりますと、非常に社会の多様性との対応は難しくなるわけで、多様性を全部捉えて厳密にリストアップすると、その量は膨大になるし、簡単にすればするほど、今度は曖昧になってくる要素はある。その社会の多様性、例えば住民がまちづくりの活動をおこすときの規模や内容、方向にしても非常に多様だということ、ここでどのように表すかということ、これは難しいことだと思うので、この3条4条につきましては、そういう点を頭において見ていただくとありがたいなと思います。

委員長

今、部会長さんがおっしゃった件、非常に悩ましい問題かと思えます。先ほどから、本質的な議論として出てまいりますのは、「まちづくり」と「自治」との関係というのは、きちんと整理できた方が良くかと思えますので、この辺のところを押さえておかなければならないかと思えます。大変大きなポイントですね。副委員長がおっしゃったようなネーミングにも関わるような内容かと思えます。

一応、時間がございましたら戻ってまいりますけど、今日は結論を出すということではなく、問題提起を次々にいただくということの目的設定でございますので、次なるところでご意見がございましたらどうぞ。

副委員長

一番最初に引っ掛かったのが、第1条の文言に「市民主体による自治の実現を図ることを目的とする。」というところなんです。

この「市民主体による自治の実現」というのはどういうことか、説明をいただきたい。自治の範囲をどう考えているのか、いわゆる自治体としての自治なのか、自治会としての自治なのか、市民としてどういう範囲の中における自治なのか、そこのところの説明をいただきたい。

委員長	事務局、コメントできるならばよろしくお願いします。
事務局	<p>1条に限らず「自治」という言葉をですね条例の中に使わせてもらっています。</p> <p>副委員長がおっしゃるように、大きく分けて二つの意味があると思っております。一つは自治体に住む市民の方が、主体的に治めていくという「自治」。それと、地方自治という言葉に表されると思うのですが、対国に対して、自治体が主体的な行政を行っていくという意味での「団体自治」という面と両方あるかと思えますけれども、今回のこの条文を眺めていきますと、どちらかと言いますと市民が主体的に治めていくという内容で使っている部分が多いのかなと思うのですが、部分的には対国という視点の部分もございますので、必ずどちらかの意味しか持たないという考えは持っていないですね、主体的には、市民主体という、まちづくりの自治というふうな方向に向かっていく意味での自治という側面が強いという面があるにしても、やはり自治体として国に対して主権を持って政治を行っていくという意味での「団体自治」の側面も当然含まれているというふうに思っております。</p> <p>そこに、「市民主体による」という言葉が係ってくるわけですが、いずれにしても市民が主体ということで自治体運営を行っていく必要が当然ございますので、そのことが両方の意味にかかっても問題はないのではなかろうかなと思っております。</p>
委員長	はい、ありがとうございます。どうぞ。
委員	<p>今、個別の話がされているのですが、例えば第2章の「基本理念」の話とか、副委員長から話があった「目的」の「市民主体による自治の実現を図る」ということであったり、要はこの自治基本条例を作るとしたときに「なぜ作るのか」という議論があったと思うのですが、今日まで長い間経過をしてきているのですが、もう一つははっきり分からない、感覚的に言いますか、なんとなく分かるのですが、なぜ今この自治基本条例を作らなければならないのかというところを、やはりもう一度確認しておく必要があるのかなと思えますし、私どもが当初に事務局を含めて議論を始めたときには、行政の一部を市民から信託を受けている、そのことによって市民との契約書をこれから作って行こうということで、自治基本条例を作ろうということでスタートしてきたというふうに思っています。</p> <p>その目的がはっきりしていれば、今言った問題というのはこの部分でこういうことなのかという解釈が多分できてくるのではないかと思うのですが、私流に言わせてもらえれば、今回の自治基本条例を作る目的は大きく分けて三つほどあると思えます。</p> <p>一つは、さっき言いましたように市民との契約書、いわゆる大分市の憲法を作るということ。これは日本国憲法とは違うわけでありまして、ローカル的な一つの契約書という形になるかと思うので、その中身はまた違ってくるのではないかと思えますが、いずれにしても最高規範という</p>

条例を作っていこうということ。

それともう一つは、やはり今時代は、2000年に地方分権一括法が制定されて、明治維新から始まった日本のあり方が大きく舵を切ってきたということもあって、当然これからは、どういうふうな政府、あるいは地方自治体を望むのかということを考えてときには、今国でも言っているように、地域主権だとかいろいろなことが言われていますが、地方分権というものをやはり考えていくということになるかと思えます。そうなると大分市としての地方政府を目指していくということが二つ目にくるのではないかと考えております。

三つ目には、私どもの部会で一番議論をした「都市内分権」「地域内分権」ということになるかと思うのですが、最終的には住民自治の確立ということになると思うんです。

ですからこの三つを是非議論をしていただいて、それぞれの各論に入っていけば、おおよそその方向性というのが分かりやすくなってくのではないかなと思っていますし、最終的に表現的に難しい部分があるかと思うのですが、皆さんがこの条例に参画して議論を始めたときに、大分市はこういう方向を目指しているのか、そういうふうこれから大分市もなっていくのかなというのが、少しでも分かるような中身がこれからの私たちが目指す条例ではないかなと考えておりますので、これから各論に入る前には、それぞれの部会で議論されたことは尊重しますが、これからは、例えば「前文」の問題とか、それぞれ各論の中でも目指すべき方向とかそういうものは、随所にこういうものの考え方を盛り込んでいくべきではないかなと考えておりますので、是非その辺の議論をしていただければと思っております。

委員長

はい、ありがとうございます。司会者として内心じくじたる思いでございます。と申しますのは、今の委員さんがおっしゃっているのは、必ず市民意見交換会に参りますと、開口一番出てくる言葉かと思えます。

「なぜ、こんな条例を作るんですか？」と言われたときに、かくかくしかじかと言えなければ作る必要は無いということになるのは必然かと思えます。

そこらの議論が十分でないというところは、司会者として内心、忸怩たる思いでございます。

更には、先ほどから出ております、「自治」の定義ですね、「自治」とは一体何なのかというところで、文言が「自治」という文言が出てくる、その中身をもう少し詰めていかなければいけないのかなと、更に「自治」と「まちづくり」の相互関連性についてはどうなのかというようところで、今日のところは、極めて本質的な問いかけが展開されているということで、私どもの審議の過程の中でいささか突き詰められてない問題点が、ご指摘されているということでございます。

いずれにしても、可及的速やかに以上のような問題点の詰めをしていかなければ、非常に空虚な条文になってしまいますので、大変貴重なご指摘をいただいているところでございます。

	<p>その他ですね、せっかくの全体会議で、今まで部会でずっとしてきましたので、なかなか部会レベルで議論しにくいような内容についても今日は、全体会議であるが故に発言いただいているところでございます。大変有意義であると思っているところでございます。</p> <p>もう少し、いろんな角度から続けてご発言いただければと思いますがいかがでございますか。</p>
委員	<p>第3章「市民」のところに、「子ども」という言葉が出てまいります。ここに出てくるのは「まちづくりへの参画」と「健やかに育つ環境」ということで二つ出てくるのですが、「子ども」という定義も全くない中で、権利条約等では、四つの権利があるとされているのですが、この辺はどういうふうにお考えなのかなということが、分からなかったものですから聞きたいと思います。</p>
委員長	<p>事務局、コメントできるならばお願いしたいと思いますが。</p>
事務局	<p>「子どもに関する条例」というのを議会の方で検討されているというお話は伺っております。現段階では、中身まで詳しくは存じ上げませんが、その条例と、この条例の中の子どもという関連性についてでございますけれども、あくまでこの条例の中ではですね、性格として基本条例ということがございますので、「子ども」について18歳とか20歳とかの細かい定義をむしろ置くべきではないのではなからうかというふうに考えております。</p> <p>通常であれば18歳とか20歳という区切りはあるでしょうけども、「子ども」に対する具体的な取り組みについては、個別の条例で対応していただくというふうに考えるのがベストではなからうかということで、あえて定義をしておりますけれども、子どもという範囲が無制限に広がるというふうには考えていませんので、基本的な考え方として、子どもに対する環境をしっかりと準備するなどの視点で、市民にも備えていただくというコンセプトでこの条文が置かれているのではなからうかなと考えております。</p>
委員長	<p>委員さんご意見がございましたらどうぞ続けて。</p>
委員	<p>であるならばですね、定義の中に市民ということで通勤とか通学とかいう言葉が出てくるので、あえて「子ども」という言葉を入れる必要があるのかなという疑問があります。</p>
委員長	<p>今の内容につきまして、関連のご意見がございましたら。</p>
副委員長	<p>市民部会で検討したところでございますので、「子ども」という言葉をあえて別出しにしたのは、「子ども」も将来の大分市を担う市民となるというところで、「子ども」について年齢に応じたまちづくりへの参画を行</p>

<p>委員長</p>	<p>うことができるし、また子どもたちに将来の豊かな環境を残していく務めが大人にあるということで、「子ども」という文言を出してきた経緯があります。</p> <p>今の件は、他の場面でも話が出たかなという感じがするんですけどね、要するにこの条例を見たときに、お子さんたちは関係のない話ですよというのではなくて、まさに関わることですよという、そういう認識が必要かなという議論が以前なされたような記憶がありますけどね。</p> <p>副委員長、そういう意味合いですね。</p> <p>この件につきましては、特に議会で「子どもに関する条例」について熱心に取り組まれているということですので、今後議論を詰めていければと思います。</p> <p>他に、できるだけたくさんのご意見をいただいた方が、後の段取りがよるしいのですが。</p>
<p>部会長</p>	<p>私どもの部会の方で、行政運営の部分に入らないものを幾つか挙げておりました、10ページ、11ページに抹消された形で「多文化共生」というのと、「環境・景観」というのがあったのですが、例えば環境なんかは「前文」にその趣旨が入っているのではないかとということで抹消しまして、「多文化共生」については、価値観の違いみたいな形をどこかで、違う価値観の人との協働というのをどこかで謳われなければいけないのではないかとということで、それであれば別章立てで謳う必要はないかと、抹消をしてみたのですが、こういう「まちづくりの推進」という章が設けられるということであれば、この中に「多文化共生」も29条と30条の間くらいに入れ込んで、復活させても良いのではないかと感じました。</p> <p>それともう一つ非常に小さな事なのですが、文言で5ページの第2節「議会」というところの第4項、「議会における活動原則、市民及び市長との関係等の基本的事項については、」と書いてあるんですけども、前後の条文を見てみると、「市民」「議会」「市長等」となっているのですが、ここは「市長」でよろしいのですかね。「市長等」ではなく「市長」にされた理由は意味があるのかなと思ったので、ご説明いただければと思います。</p>
<p>委員長</p>	<p>はい、副委員長どうぞ。</p>
<p>副委員長</p>	<p>それは、議会の方で検討させていただきます。</p> <p>市長の部分では、前の条文案から「市長等」という文言に変わってきましたので、「市長」「市長等」というところでの内容になるのかどうか、議会の方で検討させていただきます。</p>
<p>委員長</p>	<p>今の件よろしいでしょうか。</p> <p>それで、もう一つ第一点目の「多文化共生」につきまして、今は削除になっているが、新たな章ができたことで復活できるのではないかとというご</p>

<p>法制室</p>	<p>指摘でございました。</p> <p>事務局として、ご判断をいただいた根拠といいますか、理由についてコメントいただけますか。</p> <p>法制室でございます。</p> <p>全体を見させていただいたときに、「多文化共生」という規定がなかなかピタリとはまる場所がない、独立した章としなければいけない状況となっていました。</p> <p>全体を見たときにこの部分をあえて入れる必要があるのかなという疑問がありまして、前回の調整案1の段階で抹消の候補ということで、二重線抹消の形でお示しさせていただいたところでございます。</p> <p>今回の調整案2に当たりまして、第6章「まちづくりの推進」という章を設けまして、ここである程度いろんな規定を包含できると考えたときに、あるいはここに置く余地があるのかなということで、見え消しではありますが、あえてこの位置に配置させていただいているところでございます。</p> <p>おっしゃるとおりこの章で復活させるのも一つの方法であると思えます。</p> <p>もう一つの方法といたしましては、「多文化共生」は先ほどから議論が出ております第3条の「基本理念」であるとか、そういう部分でその趣旨を出すという方向もあろうかなと思えます。</p> <p>ご議論をいただいて、このまま6章の中に生かすということであれば、それは良い方法かなと考えております。</p>
<p>委員長</p>	<p>ありがとうございます。今の関連でご意見ございますか。</p>
<p>委員</p>	<p>先ほど私が申し上げた、まちづくりの代表ということは今のようことだと思っんですね。この「まちづくりの推進」ということ、それから部会長がおっしゃった共生とかいろんなものがこの「まちづくりの推進」の中に入ると良いなと思えます。</p> <p>基本は「自治」なのだけれど、ここ（まちづくりの推進の章）には少し内容も入るということで、良いのではないかと思います。</p> <p>もう一つこのところの、「地域コミュニティ」というのが、一般市民には何を指しているのか、少し分かりにくいと思っています。</p> <p>釘宮市長が就任されたときに、よく「地域コミュニティ」と言われているのをお見かけしたのですが、市民の皆さんに説明するときに「地域コミュニティ」はどのように説明したらよろしいのでしょうか。</p> <p>「都市内分権」を指していると考えたら良いのですかね。例えば大分市の事務を分担する幾つかの支所がある、そのコミュニティという意味なんでしょうか。</p>
<p>委員長</p>	<p>はい、ありがとうございます。それでは、委員がおっしゃったことは、少し置いておきまして、その前の「多文化共生」の件ですが、法制室は第</p>

	<p>7章として独立の章を設けるのは、全体構成からして違和感があるかなということで、外されているようでございますが、しかしその意味合いというのはどこかで生かせる工夫はありはしないかというご発言であったかと思うのですが、この点につきましては、直接ご担当の部会長さんがおっしゃっておられますので、いかがでございますか、何か工夫の余地があればですね、工夫して表現していくという方向で努力をすることはいかがでしょうか。皆様方のご異論がなければ…よろしいですかね。</p> <p>それでは一つ、これもペンディングで、「多文化共生」の精神をどこかで表現できるような工夫を今後していくということで、部会長よろしいですか。</p> <p>それから、委員がおっしゃった「地域コミュニティ」のところで、いささか言葉が突然出てくるような感じを持つ方が居られないだろうかという、心配のところからのご発言でございますが、この点はいかがでございますか、事務局の方で特に定義はしておりませんか。</p>
事務局	<p>ご指摘のように、特に定義はしておりませんで、ある程度広く地域において活動していただける団体ということで、すぐに思い浮かべられるのは「自治会」とか「子ども会」とかということになるかと思うのですが、そういうことに限らず、例えば企業の有志でも結構ですし、NPOさんとかいろんな団体の可能性があるとは思っていますけども、そういう点で地域において取り組みをしていただける集団と言いますか、そういった捉え方をしております。</p>
委員長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>この点につきまして、もう少し皆さん方のご意見がございましたら出していただきたいと思えます。</p> <p>ご担当の部会長さんいかがでしょうか。</p>
部会長	<p>質問の趣旨が少し理解できていないのですけれども、「地域コミュニティ」そのものの捉え方について、これをどう理解していくのかということまでの議論はしておりません。</p>
委員長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>この点につきまして、一般市民がこの条例を見てどういうふうに印象を持つかということからものを考えていった方が分かりやすいのかなと思いますけど、あまり定着した言葉ではないような気がするのですがどうなんでしょうか。</p> <p>「都市内分権」とか「地域コミュニティ」とか日常会話であまり使われている言葉ではないような気がするのですが…</p> <p>この「都市内分権」とかいう言葉を聞いたときに、大分市は合併をしましたよね。その過程は大変なご努力があったと思うのですが、その合併は、大分の場合は対等ではなくて吸収合併だったのですが、元に戻るのかというような、財政権を与えてくれるのかというようなご議論が出てくるよ</p>

	<p>うな可能性が無きにしも非ずですが、佐賀関や野津原に行ったら「ここをもう少し詳しく説明してくれ」ということになる可能性があるかと思うのですが、その時に、明確に対応できるようにしておかないといけないとすれば、定義そのものをはっきりしておいた方が、文言にするかどうかは別として、手引きの上でこういう意味だということをしておく必要があるかと思えますね。</p> <p>事務局としてそういう恐れというか、そういうものはお感じになっていなかったですか。</p>
事務局	<p>「都市内分権」につきましても、「地域コミュニティ」につきましても、非常に各都市での取り組み方が違うと、解釈上は「都市内分権」はこういうものだとか「地域コミュニティ」はこういうものだという形で、明確に定義付けするのが非常に困難でありますし、また、危険性を有するのではないかなと思っております。</p> <p>都市の成熟度に応じてですね、それぞれの自治体において概念が変わってくるという要素をはらんでおりますので、解釈の中でこういうものですよというイメージ的なものをお示しすることはできると思うのですが、条例の中で定義をするということは、現時点におきましてはかなり難しいし、逆に定義をしたために誤解を招くということも考えられますので、私どもといたしましては、改めてこの条文の中に、定義付けをするというのは避けた方が良いのではないかなというのが、今現在の考え方でございます。</p>
委員長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>特に最高法規性を持っているような法を制定するときに、あまりにもがちがちに制定してしまつては、時代の変遷とともに身動きが取れなくなっていくことがあるかと思うんですね。憲法の規定でも「健康で文化的な最低限の生活」という中に、いわゆる「具体的にどういう生活なんだ」と言われたときに、憲法には何ら書かれていない。「それは一つの理念ですよと、その中身は時代とともに詰められていくんですよ」というのが、一般的な解釈であるようですけども、そういう部分を残さざるを得ない部分があるかと思うんですね。今、生成中の概念というのは、一つは手引き等で現在ではこういう解釈が妥当と思われるというような書き方で、それがまた変わってくる。この条例そのものが5年以内で見直されるという運命も最初から謳われている部分があるので。</p>
委員	<p>実はこの「地域コミュニティ」という言葉の発祥は、社会学から来ているんです。私は一応社会学を学びましたが、地域共同体的研究をする仲間もいました。それは、社会学的な定義ですと、運命と生活を共にする塊となった地縁的な集団というふうに定義しております。</p> <p>その範囲をどこに入れるかということが、今、事務局がおっしゃった、変遷している過程で定義がしにくいということではないかと思いました。</p> <p>やはりこの28条というふうに、1条設けて「地域コミュニティ」とい</p>

	<p>うようなことが出ておりますので、現段階でバラバラな定義にということ で良いのであれば、それを共通理解して「これから皆でその地域コミュニ ティをどうしたいかという話を基としてここに入れているんです。」とい うふうに私たちが説明できればそれで良いと思います。</p>
<p>委員長</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p>
	<p>今、「地域コミュニティ」の話が出ていますので、少し私の方から申し 上げたいのですが、大分市では2、3年前から市民協働推進課が地域コミ ュニティの再生事業の一環として、各自治会に世帯数に応じた補助金を出 して取り組んでいるんですね。もう事業は始まっているんです、大分市で は。</p> <p>それから、この協働のまちづくりということではいろいろとお話が出てお りますが、これについても、3、4年前から支所単位で「地域まちづくり 活性化事業」ということをしている。</p> <p>それから、今年から、旧大分市の支所がないところにも、協働のまちづ くりをしていきませんかということで広がってきている。</p> <p>だから、私は皆さんの議論の中で全体的に思ったのは、この条例を作っ たときに、本当に市民がこれを持って「何をしたいら良いのだろうか、 誰がこれを先導していくんですか、この章を見たときにどこが主体を持っ てるのでしょうか」と、先ほど副委員長が言われましたように、これは、 自治基本条例であれば自治会が主になってするんですか、それとも自治体 の中でいろいろな組織がある中で議論を重ねて行って、まちづくり協議会 というような形の中で、皆で意見を交わした中でこの条例が生かされてい くのかなというようなことの議論を重ねていかないと、恐らくこのまま渡 されたときに、「これは誰がするのですか」ということが見えてこない と、市民に説明に行ったときに質問に答えられないので、皆さんもう一度 良く考えていただいて、私は今から先は、自治会ということだけではなくて、 自治体の中で皆さんの議論が幅広くできるようなまちづくりができない 限りは、偏った議論をしても、市民の方には全然分からない。</p> <p>逆に言うと、今欠けている部分について、「うちの街はこういうところ が欠けているよね、こういうことをしてあげたほうが助かるよね」とい うような形の議論が始まるための条例を作っていくと、このせっかく作 った条例が宝の持ち腐れになるのではないかなと考えております。</p>
<p>委員長</p>	<p>はい、非常に本質的なご意見をいただきましてありがとうございます。 誰が担うのかという部分について、具体的な議論を始めなければいけ ない状況だと思われま。</p> <p>今日の議論を聞かせていただいて、何か大きなハードルを越えようとし ているのではないかなという印象を持ちます。と申しますのは、今までは 具体的にある程度固まったものというものはそれなりにありましたけれ ども、それを更に密度を高めていくという方向に向かっていったときに、 非常に現実的にならざるを得ないということですね。</p>

いわゆる相手がいない状況で、思いの丈を存分に語るというレベルから、今度は相手に対して、こういう内容でやっていきますということに、ご意見を賜りたいと言ったときに、それなりに明確な返答ができるようにしておかないと、「その点については配慮が足りませんでした、貴重なご意見ありがとうございます。」というのは、いくらいただいても良いと思うのですが、本質的なことをですね、何のために作るのかとか誰が推進していくのかとかいうような質問のときに答えられないというのは、論理破綻というかそういうことになりますので、可及的速やかに行わなければいけない内容かなと思います。

本日、予定されている時間は、後30分もないのですが、今日の会議の中で、できるだけ本質的な部分として、事務局が作られたところの具体的な作業がございます。その中で、どうしてもここは問題ではないのかというようなところで、次のステップが踏めるような全体会議になれば、非常にありがたいかと思っておりますので、残る時間、そういうところで詰めていきたいと思っております。

委員

私は市民部長として、こちらの委員を兼ねさせていただいておりますので、先ほどの「地域コミュニティ」のお話がありました。それでですね、現状どうなっているのかということのご紹介を先ほど十分いただきましたので、若干行政責任的な部分で補足をさせていただきたいと思っております。

「地域コミュニティの再生」ということは、市民協働推進課というセクションを作っております、以前の市民生活課という課の名称を変更してまで、「協働のまちづくり」を推進しようということで、今取り組んでいます。

自治会ごとに例えば「ご近所の底力事業」ということで、一定の枠の中でいろんな事業ができるように補助制度を設けたり、あるいは「地域まちづくり活性化事業」ということで、例えば大在とか坂ノ市とかの支所単位でかなり大きな金額の中で、事業を自主的に地域のことは地域で考えて、自分達でしていくという、地域の自主性、自立性を高めるような施策を行っております。

そういう「協働のまちづくり」は、基本的には地域のことは地域住民が考えて、どんな課題があるのか、その解決のためには何をしなければならぬのかということを議論していただいて、その中で市役所が必要なものについて援助できるものがあればしていこうということと、実際地域の方がここまでやっていただきたいということをおっしゃっているところでございます。

こういうことをしておりますが、役所は縦割り行政ですので、縦の責任は負えるのだけれど、やはり横の連携が少ないということがございまして、今年は、「協働のまちづくり交流研修会」という事業も始めております。そしてもう既に、三箇所行いまして、全校区行う予定をしております。

このような形で「協働のまちづくり」、「地域コミュニティの再生」ということにつきましては、これからも推進してまいりたいという立場ですので、この条例にこのように書いていただくのはありがたいことだと思っております。

<p>委員長</p>	<p>おります。</p> <p>はい、ありがとうございます。</p> <p>言葉として、目新しい言葉という感想を持ったのですが、現実的には、相当大分市としては取り組んでいる、具体化されている内容だということのご紹介がございました。</p> <p>そういう現実というものも十分踏まえてですね、その文言につきましてどういうふうに対応するかというのは今後の課題ということにさせていただきます。</p> <p>そこでですね、実は今日から9月1日でございます、9月は実は、私個人としては非常に残念ですが議会が始まるんですね。それで、議員の先生方がそちらの方にかかりきりということになってまいりましてですね、議員の先生方はたくさんこの委員会に参加いただいておりますので、全体会議を開くということも極めて厳しい状況でございます。</p> <p>そのために、最も直近の全体会議を開くとしても、10月になってからということにならざるを得ません。</p> <p>この貴重な一ヶ月をですね、いかに有効に使っていくかという課題に対しまして、少し皆様のご意見をいただければと思います。今日はたくさんご意見をいただいておりますけど、その中でもう一回くらい部会で詰めるべきではないかとか、他の部会は分からないが自分の部会は強くそう感じるのかですね、というようなところで空白の一ヶ月にならないような段取り作りを工夫してみたいと思いますが、まず全体会議は残念ながら時間的制約の中で厳しいということでございますが、その点はご了承いただけますか。</p> <p>そうなるとすれば、後はどういう工夫をしてこの貴重な会議を次にステップアップできるかということの工夫をしてみたいと思いますが、まず調整案2を作っていたいただいた事務局からのご要望がございましたら、こういうことをしていただきたいという…</p>
<p>事務局</p>	<p>今日のご意見を聞かせていただいて、一番大事な部分の「まちづくり」と「自治」の関係を、どういう解釈をするのかということが一番大事だと思うんですね。「まちづくり」という言葉には、ハードやそれ以外のソフトとかいろんな面の内容を有していて、人々がより良い暮らしを一人ひとりが作っていくという、そういった暮らし作りが「まちづくり」そのものであるという解釈もあります。</p> <p>そして、「まちづくり」イコール「自治」というような考え方もございます。</p> <p>今回お示しさせていただいております調整案1と調整案2を比較していただけるとお分かりと思うのですが、今までは、「基本理念」は「まちづくりの基本理念とする」というものを、「まちづくりを実現することを自治の基本理念とする」というような表現に変えております。</p> <p>それは、まちづくりの実現が自治と考え方が非常に近いというような解釈に立ったものです。ただ、今日ご指摘がありましたように1号は、「幸</p>

せな暮らしの実現を目指す」というまちづくりの目標みたいなものを掲げている一方で、2号3号は市民権や協働というまちづくりの基本的な手法みたいなものが書かれています。そういった意味では、若干性格が異なる基本理念が1号から3号に掲げられている。ここらの解釈をきちんと固めていただかないと「まちづくり」や「自治」という問題が出てきます。この辺りを皆様方の議論で固めていただきたいと思います。

それと、事務局としましては、基本的に皆様方の案を調整するという作業を、できるだけ内容を変えないように調整するしかできません。

先ほど「子ども」が入っているというようなこともございますが、「定義」を見ると「市民の定義」があります。市民の中に子どもも当然入るので、定義から見ると子どもを書くときは、「市民のうち子どもは」ということが正しいのですが、こういった細かい部分はございますが、先ほどからご議論があった根本的な部分と、表現も「地域コミュニティ」という言葉が分かりにくければ、そういう表現に固執する必要はないと思うんですね。例えば、「地域の集団活動等」とか、一般市民がご覧になって分かりやすい表現が望ましいのかなと思います。

若干、今もこの条文を見ると、一般市民が見ても分かりにくい言葉が部分的にありますので、それに替わる分かりやすい表現に変えていただいた方がより良くなるのではないかという思いもございますので、そこら辺をご議論いただいて、事務局の方にご指示をいただければと思います。

委員長

はい、ありがとうございます。

今、事務局の方からご発言がありました。各委員の案を仰ぎながら、粛々と事務処理をしていくというご発言でございますので、決して、事務局が独断で進めていくとはあり得ないわけでございます。そうなりますと、我々の方でリーダーシップ性を保ちながら、事務局に頑張っていただくということになるんです。

そうなりますと、今日は悩ましい問題がいくつも提示されているわけです。そうすると、それを全体会議でするのが一番よろしいのですが、物理的に不可能とすればですね、大変申し訳ないのですが、それに一番強く関わる部会というのがございますよね。その部会でなんとか工夫をしていただいて、ご意見をできるだけまとめていただくというご助力をいただくとありがたいのですが。部会長さんいかがでございますか。

副委員長

今日出した問題提起なんですけど、私ども市民部会の議論の根底に置いてきたのは、やはり「まちづくり」ということを根底に話しを進めてきて、そして「まちづくり」ということで、条文について検討をしてきたわけです。

それぞれ部会で、どこを基準にして話をしてきたのかで異なっていますので、「自治」を基本に話を進めてきたところは「自治」ということにこだわりを持っている。「まちづくり」を基本にして話をしてきたところは、「まちづくり」ということでこだわりを持っている。だから、「自治」なのか「まちづくり」なのかという問題は、全体の中できちんと議論を戦わ

	<p>せてするべきではないかなと私は考えているのですが、9月の中で日程調整して全体会を持つべきではないかなという感じがしております。</p> <p>議会があるのですが、議会を待つと10月しかないのですが、この問題はやはり皆で議論を交わして、そして方向性をきちんと固めた方が良いのではないかなと感じております。</p>
<p>委員長</p>	<p>そうしましたらですね、こちらの勝手なスケジュールを頭の中に想定をしているのですが、夕方からとかですね、議会が終わって議員の先生方の拘束が解けた後の時間とかですね、今日のようなゴールデンタイムで設定するのは少し厳しいかと思えますけど、そういうところでなんとか、全体会議で更に議論を詰められるところは詰めるという方向で、日程調整をさせていただきたいと思えますがよろしいでしょうか。</p>
<p>部会長</p>	<p>異論はないのですが、その前提として、先ほど私どもの「地域コミュニティ」についてご質問いただいたのですが、議論の中には十分整っていないとお答えしたのですが、そういうふうな部分も残っておりますし、また「まちづくりの推進」というこの私どもに与えられた第6章ということからすると、これがメインみたいな感じが印象的にありますので、名称の問題も含めて、部会を持たせていただく時間もお願いしたいなと思えます。</p>
<p>委員長</p>	<p>分かりました。それでは、私が勝手にこの部会が必要かなという部会が幾つかあるのですが、それは部会長さんをはじめとした各部会の皆様のご判断にお任せするという事で、部会も設定していただきながら、可能な限り多くの委員さんが出席できるところで、工夫をしながら全体会議も9月に設定させていただくということで、9月は動くということでよろしいですかね。とにかく空白の一月にしないで、実りある一月にしたいという方向で努力したいと思えます。</p> <p>また、事務局の方から皆様方に日程調整についてお伺いがあると思えますので、絶大なるご協力を賜りたいと思うところでございます。</p> <p>それでは、部会の設定につきましては部会のご判断もあると思えます。一応全体会としてはこれで締めさせていただきたいと思えますがよろしいでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>もう時間がありませんが、委員長のじくじたる思いだけは解消して帰っていただきたいので、昨年の6月になぜ基本条例を作らなければいけないかという論議を、この全体会ですて、そして事務局が作った図式に基づいて、我々のコンセンサスとするというところまでいっております。</p> <p>あれから1年ちょっと経っていますから、状況が変わっていればともかくとして、少なくとも、なぜ基本条例を作らなければいけないかというのは、ここにいる人は誰でもが説明できる状況にあるはずで。</p> <p>もう一つは、「自治」という言葉について何も論議せずに今までしてきたのかと、理念部会が怒られそうなので、我々は昨年の10月にそのことについて論議をしております。そして、「自治とは住民の意志に基づき住</p>

<p>委員長</p>	<p>民の参加を得て、その責任において地域の共通の課題に取り組むこと」、これを理念部会としてはそういう考え方を取りまとめましたので、事務局を通じて他の部会にもこれは伝わっているものと思っていました。</p> <p>そして、「まちづくり」とは、「自治」を実現することが「まちづくり」だというふうにその時に同じような話の中で意見として出ております。</p> <p>ありがとうございます。委員さんのご発言もいただきましたが、改めまして事務局にご足労いただきまして、確認をしていただきたいと思います。かなり膨大な資料になっておりますので、過去の記憶が薄れている部分もあるかと思いますが、今一度、貴重な議論の過程は確認させていただければと思います。ありがとうございました。</p> <p>それでは、各部会で今後の設定があるかないか決定いたしましたら事務局にお知らせいただきたいと思います。</p> <p>以上を持ちまして全体会議を終了させていただきたいと思います。ご協力ありがとうございました。</p>
<p>事務局</p>	<p>委員長さんはじめ委員の皆さん、大変貴重なご意見ありがとうございました。</p> <p>以上で本日の会議を終了させていただきます。</p>